

大分大学教育学部附属教育実践総合センター紀要の編集・

発行及び投稿に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、大分大学教育学部附属教育実践総合センター（以下「センター」とする）規程第11条に基づき、センターの研究紀要「大分大学教育学部附属教育実践総合センター紀要」（以下「紀要」とする）の編集・発行及び投稿に関し、必要な事項を定めるものとする。

(収録内容)

第2条 紀要は、未発表の発達教育臨床（教育臨床心理・発達障害臨床）、教育実践開発（教育実践研究・教育情報システム）に関する原著論文、資料、寄稿、及び客員研究員研究報告を掲載するものとする。

- 2 原著論文は発達教育臨床、教育実践開発の発展に顕著な貢献が認められると判断された学術論文を示す。
- 3 資料は実践事例、調査、実験、理論等に関するレポートを示す。
- 4 寄稿は大分大学教育学部附属教育実践総合センター紀要編集委員会（以下「編集委員会」とする）の依頼に基づき掲載する論文や講演録等を示す。
- 5 客員研究員研究報告はセンターの客員研究員が長期研修で取り組んだ実践事例、調査、実験、理論等に関するレポートを示す。

(発 行)

第3条 紀要は、原則として年1回発行する。

(編集委員会)

第4条 紀要の編集は、編集委員会が担当し、その事務はセンター教員が行う。

(審議事項)

第5条 編集委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 投稿原稿の採否に関すること。
- 二 その他紀要の編集・発行及び投稿に関すること。

(組 織)

第6条 編集委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 センター長
 - 二 センターの専任教員
 - 三 センター運営委員から選出された学部教員2人及び附属教員2人
- 2 前項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 編集委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、編集委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会 議)

第8条 編集委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができな

い。

2 編集委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときには、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 編集委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(投稿資格)

第10条 投稿者は、投稿日において次の各号の一に該当する者とする。

一 単著の場合は、教育学部及び大学院教育学研究科の専任教員または附属校園の教員であること。

二 共著の場合は、筆頭著者もしくは連名著者が前号に該当していること。

三 その他、センター長が特に許可した者であること。

(編数及びページ数)

第11条 投稿できる編数は、単著の場合、1人2編までとする。ただし、第1報目と第2報目を同時に投稿することはできない。

2 ページ数は、日本文(横書き・縦書き)・欧文ともに、和文抄録(日本文の場合のみ)・英文アブストラクト・図表等を含め、原則として、刷り上り16ページを限度とする。

(原稿の提出)

第12条 原稿は、次の各号をすべて満たしているものとする。

一 ワードプロを使用し、刷上りの体裁に作成したものであること。

二 別に定める紀要執筆要項に基づいていること。なお、英文アブストラクトに関しては、熟達した人の校閲を経ていること。

三 図表等も含め、正・副(コピー)2部作成されていること。

2 使用機種・使用ソフトを明記した電子媒体に原稿を作成し、提出すること。

3 所定の投稿カードに必要事項を記入し、原稿に添えて提出するものとする。

4 原稿提出の締切は、毎年度11月30日とする。

(原稿の修正)

第13条 提出後の原稿の修正は、認めない。ただし、次の各号に掲げる場合は、認めることができる。

一 閲読の結果、閲読者から修正を求められたとき。

二 国語・外国語校閲の結果、校閲者から修正を求められたとき。

三 その他編集委員会が必要と認めたとき。

2 前項で認められた原稿の修正は、著者が行うものとする。

(校正)

第14条 校正は、原則として著者が再校まで行うものとする。ただし、校正時の原文の変更は認めない。

(別刷り)

第15条 別刷りは、1編につき30部までとする。

(費用の著者負担)

第16条 次の各号に掲げる費用は、著者の負担とする。

一 制限ページ数の超過分

- 二 別刷り部数の超過分
- 三 色刷り・多色刷り
- 四 その他編集委員会が必要と認めた費用

附 則

この内規は、平成 13 年 10 月 19 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 22 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 23 年 2 月 16 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 24 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 28 年 5 月 25 日から施行する。